

2025

Japan Sports Arbitration Agency

2025.4.1-2029.3.31

## 基本計画・中期計画

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

2025年4月1日

## 第1 基本計画

### 1 設立・展望

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（Japan Sports Arbitration Agency: JSAA）は、2003年に日本オリンピック委員会、日本スポーツ協会(旧：日本体育協会)、日本パラスポーツ協会（旧：日本障がい者スポーツ協会）によって設立された団体で、日本のスポーツ界において、スポーツの競技又はその運営に関連する紛争を仲裁・調停手続によって解決するサービスを提供しています。JSAAは、設立以来190件以上の仲裁申立て、40件近くの調停申立てに対応をしてきました。

今般、JSAAがスポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>や、日本アンチ・ドーピング規程・結果管理に関する国際基準において、中立・公正性・独立性の高い紛争解決機関（不服申立機関）として活動することが期待されていることを踏まえ、JSAAは、向こう4年間、より効率的かつ持続可能な信頼性の高い機関となるための活動を実施します。

### 2 ビジョン・ミッション・バリュー

#### Vision

スポーツ界におけるインテグリティの確保

#### Mission

競技者、指導者等と競技団体等との間の紛争を、仲裁又は調停によって、迅速かつ適切に解決するとともに、この制度が広く活用されるよう普及啓発を行う。  
紛争が生じないようなスポーツ団体の運営が行われるよう、スポーツ団体への支援を行う。

#### Value

- ① 公正
- ② 中立
- ③ 迅速
- ④ 低廉性
- ⑤ 専門性

第2 中期計画 — 向こう4年間で取り組む4つの事業、9つの施策の全体像について

仲裁 調停	1. 効率的かつ持続可能な信頼性の高い仲裁制度の充実	(1) 仲裁人の多様性の確保と新陳代謝の促進
		(2) 仲裁・調停に係る専門人材の確保・育成
		(3) 時代にあった制度及びインフラの整備
		(4) 仲裁・調停の相談の充実
		(5) 仲裁人の待遇改善
		(6) 事務局体制の強化
	2. 調停利用の促進	
理解 増進 等	3. 仲裁調停制度に関する理解増進のための活動の推進	
	4. ドーピング仲裁人の育成及びそのための調査・研究の実施	
	5. 中央・地方競技団体のガバナンス向上・紛争予防に向けた取り組みの強化	
国際 交流	6. 国際スポーツ法実務に精通した人材の育成・活用	
	7. 国際的なネットワークの構築	
基盤 整備	8. 新しいスポーツ分野への展開	
	9. 効率的かつ持続可能な運営をするための基盤整備	(1) 財政基盤の確保
		(2) 組織・体制の基本的枠組みに係る検討

### 第3 中期計画

#### 1 効率的かつ持続可能な信頼性の高い仲裁制度の充実

当機構は、スポーツにおける紛争について公正中立で独立した立場から仲裁及び調停を行うことが事業の中核であり、ここに、他のスポーツ団体とは異なる当機構の存在意義がある。

当機構に仲裁や調停の申し立てを行うのは、日本代表や強化指定に関しての選考や指導者資格に関する処分など競技者や指導者にとって深刻な影響を及ぼすものが多く、また、地方レベルの紛争も増加の傾向にあるが、仲裁や調停制度への理解の不足や自動応諾条項の対象が限定されている事例などもあって、仲裁や調停の応諾を拒否する事案も見受けられる。

現在、当機構が対応しているスポーツ紛争は、全体から見ればごく限られたものとなっており、将来にわたって我が国のスポーツが健全に発展していくためには、スポーツ仲裁や調停制度が幅広く理解、活用されることが必要である。取扱いの件数は、制度の活用やその土台となる理解の普及の指標となることから、中期計画期間中に被申立人の同意し、申立を受理する件数が経常的に年間20件を超えるようになること目標とする。

このためには、仲裁や調停に関してのスポーツ関係者の理解が進むとともに、効率的かつ持続可能な仲裁制度を構築すること、また、仲裁制度の信頼性を高めることが必要であり、以下の項目に取り組む。

##### (1) 仲裁人の多様性の確保と新陳代謝の促進

パネルを構成する仲裁人や仲裁人長については、基本的には当事者や当事者の指名した仲裁人の指名によるものではあるが、現在のスポーツ仲裁の実態をみると、一部の仲裁人が仲裁パネルとして繰り返し、当事者から指名され又は仲裁機構により選任される傾向にあり、幅広い人材を登用していくことが必要である。

実際に第一期の中期期間中に新たに仲裁人を経験した者は、4年間で20人以上増加しており裾野の広がりを見せてきてはいるが、取扱い件数の増加にともなって、中期計画中にさらに30人の新規経験者の増加を図る。

また、様々な属性を持つ仲裁人や仲裁専門事務員、代理人が仲裁にかかわっていくことができる体制を整えることが、仲裁の質の向上に資するものであることから、仲裁人候補者をはじめとする仲裁・調停に関わる関係者について、女性の登用を積極的に進める。

そのために、女性の仲裁人候補者が増加するよう既存の仲裁人候補者から推薦や弁護士会を通じて広報を行う等の働きかけを行う。

また、女性が仲裁人や専門事務員として関わる仲裁案件の増加を図る。

##### (2) 仲裁・調停に係る専門人材の確保・育成

スポーツ仲裁にかかる研究会、研修会、シンポジウムなどの開催を通じて、仲裁人候補者、調停人候補者、助言者候補者や関係者の資質の向上を図る。

具体的には、研究会や研修会に候補者が年に1回以上は参加するようにする。

また、仲裁・調停業務の補助を行うとともに、国内外の仲裁判断や調停制度の調査を行っている仲裁調停専門員や仲裁人を補佐して調査などを行う仲裁専門事務員について女性の登用を積極的に進めるなど、多くの人がこの職を経験するようにし、スポーツ仲裁に関わる人材のすそ野を広げる。

### **(3) 時代にあった制度及びインフラの整備**

2020年に関係規則の改正を行い Web 等を活用した審問等が可能となり、年間5件程度の利用がなされるなど活用が進められてきている。さらに Web 等を活用する際の具体的な対応など細部の取扱いのノウハウを蓄積し、円滑な活用を図るとともに、より仲裁・調停の実施に適したサーバーや通信環境、プラットフォームの整備を行う。

また、近年の AI 技術の発展を踏まえ、仲裁手続き等における AI の利活用について研究を行う。

### **(4) 仲裁・調停の相談の充実**

JSAА では、2019年度までは、毎年100件程度の仲裁・調停の手続に関する相談を受け付けてきていたが、新型コロナウイルス感染症の関係でスポーツ活動自体に影響が生じたことや啓発活動が思うようにできなかったことなどから、2020年度以降相談件数が減少し、毎年50件程度となっている。これは、件数整理の方法の変更もあるが、選手などの関係者が仲裁・調停の手続に関する相談をできることの認識が十分ではない状況にあることも大きな要因である。

そのため、仲裁・調停の実施のみならず、手続に関する相談もできることの普及啓発活動を行い、少なくとも年間100件程度の相談がなされるようにする。

### **(5) 仲裁人の待遇改善**

仲裁人の1件当たりの報償金は、2025年度に原則150,000円と増額したが、仲裁人が1件の仲裁を実施するのに必要な時間は、平均40~60時間にも及んでおり、改定後もなお、法律家の通常の活動に対する報酬の水準とは格差がある。

また、スポーツに係る紛争は、複雑かつ先鋭化してきており、仲裁人にかかる負担も大きくなってきている。

このため、将来にわたって仲裁制度を維持、発展させていくため、更なる仲裁人報償金の引上げについて検討する。

また、仲裁人の負担の軽減を図るとともに、仲裁に係る人材の育成のすそ野を広げるために、仲裁専門事務員の更なる活用を図る。

## **(6) 事務局体制の強化**

現在、JSAA の中心的な事業である仲裁・調停事業においてケースマネジメントを行う業務を担当する職員については、事業経費の一部としてのアウトソースする形で措置されてきたが、安定した身分で業務に従事することができるよう、現在経費措置している補助制度等との調整など財源の検討を行い、業務委託ではなく、JSAA の事務局職員として雇用する方向での取り組みを進める。

## **2 調停利用の促進**

JSAA における調停の利用件数は、2020 年度から 2024 年度で申立件数が 9 件と若干の増加傾向にあるものの仲裁に比べて、利用が進んでいない状況にあり、自動応諾条項が取り入れられている仲裁とは異なり、応諾が拒否されることも多い。

このため、仲裁人候補者・調停人候補者に対する調停に関する認識の調査、競技者や競技団体に対し、調停は、仲裁とは異なり柔軟な解決が可能で、当事者の将来関係にも配慮ができることなど、仲裁と比較した場合の長所を踏まえて、両者の機能の差異などの啓発活動を行い、まずは調停に応じてもらうようにするなど、調停件数の倍増を図る。

## **3 仲裁・調停制度に関する理解増進のための活動**

スポーツに関する紛争は膨大な件数があり、その中で選手や指導者などに対して深刻な影響を及ぼすものも多く存在すると考えられる一方、仲裁や調停の利用は年間 10 件から 20 件程度にとどまっている。

このため、スポーツにおける紛争解決の方法としてスポーツ仲裁制度や調停制度があり、これを活用することによってスポーツの様々な場面における公正さの担保が可能となることやこれらの制度の概要や利用の方法などについて、スポーツ団体や選手などに対しての研修やアウトリーチ活動を第一期以上に積極的に行う。

スポーツ団体へのメンターの派遣について年間の派遣団体を 10 団体まで増加させる。

## **4 ドーピング仲裁人の育成及びそのための調査・研究**

JSAA におけるドーピング仲裁事案の申立件数は、2020 年度以降も年間に 1 件あるかないかという状況で、必ずしもドーピング仲裁についての経験や知見が十分に広まっていない状況が続いている。

そのため、ドーピング仲裁紛争に従事できる仲裁人候補者のみならず、広く仲裁人候補者に対して研修会や研究会を開催し、アンチ・ドーピングに係る知見を啓発する。

また、国内外のアンチ・ドーピング機関の動向に関する情報の収集やアンチ・ドーピングに関するカンファレンスへの参加など、アンチ・ドーピングに関しての知見の収集を行う。

## 5 中央・地方競技団体のガバナンスの向上・紛争予防に向けた取組みの強化

JSAA においては、これまで中央競技団体及び地方競技団体に対しても団体のガバナンスやコンプライアンスについてアドバイスを行っており、今後もこれを継続する。

また、中央競技団体以外の地方の団体に関する紛争が申立てられることも増えてきているが、自動応諾条項の規定がないことや仲裁や調停についての理解が行き届いていないことなどから仲裁や調停に進むことのできないことも見受けられる。

このため、地方競技団体に対して、紛争予防のためのガバナンスの整備や紛争が生じたときのスポーツ仲裁・調停制度の活用（自動応諾条項の規定整備を含む）についてアドバイスや啓発を積極的に実施し、法人格を持つスポーツ団体においては、自動応諾条項を規定するよう働きかけを行う。

## 6 国際スポーツ法実務に精通する人材の育成

我が国の競技者や競技団体が国際的なスポーツ紛争の当事者となって、国際競技団体の規律パネルやスポーツ仲裁裁判所において争う事例も増えているが、我が国においては、限られた者しか国際的なスポーツ仲裁機関において、手続代理や仲裁人の経験をもっていない。

我が国においても、国際的なスポーツ仲裁機関で、手続代理や仲裁人として活動することのできる人材を養成することは、将来的に重要なことであり、国内外の友好機関と協力し、国外講師による研修会や国際スポーツ仲裁の経験を持つ国内の専門家による研修会を実施する。

加えて、JSAA においては、2011 年度より毎年、我が国のスポーツ法、スポーツ仲裁の発展のために貢献できる人材を海外の関係機関などに派遣する事業をおこなってきた。この事業により派遣された人材は、国際スポーツ法実務に精通している人材であり、今後も適切な役職や業務の依頼などを行い、より一層の活用を図っていく。

## 7 国際的な仲裁機関とのコネクションの構築

スポーツ仲裁が国際的な広がりをもってくることから、国際的な仲裁機関からの情報や知見の収集は重要性を増してきている。

そこで、JSAA の一定の地位の役職員が継続的に海外のカンファレンスに参加して国際的な仲裁機関などとの間に緊密なコネクションを構築する。

## 8 新しいスポーツ分野への展開

現在、e スポーツやアーバンスポーツなど新しいスポーツ分野が認知されてきており、これらの新しい分野への対応について統括団体においても検討されてきていることから、当機構の仲裁・調停制度の適用についても、今後の動向に応じて対応を検討する。

また、現在のスポーツ仲裁の対象となっている統括 3 団体に加盟もしくはその傘下の団

体以外のスポーツ団体に関しても、会員制度の検討も併せ、これらの団体のこれらの紛争について、当機構の仲裁や調停の対象とすることについて検討を進める。

## **9 効率的かつ持続可能な運営をするための基盤整備**

JSAA は、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>で紛争解決機関として指定されるとともにドーピングに関する紛争について国際基準に適合する不服申立機関として指定されており、その重要性が増してきている。

### **(1) 財政基盤の確保**

JSAA の財政は、JSAA が中立な機関として活動を行うことが要請される機関であることから、その性格上、公的な資金をもって運営されることが基本であり、実際も我が国のスポーツを統括する団体等からの会費と補助金や公的な業務委託などいわゆる公的な資金からの収入によって、機構の運営がおこなわれている。

しかしながら、仲裁人の報酬に代表されるように関係者の好意によって運営が可能となっている面も存在している。

今後、上記の 1 から 8 までに記載する諸活動を継続的に行い、計画を進めていくためには、財政基盤の確立が必須なものとなっている。

このため、補助事業の拡充等公的な援助制度の更なる整備の働きかけを行うとともに、統轄団体の会費の改訂の検討や新たな会員制度の検討、申立料金の改定、新しいスポーツ分野への展開、民間からの寄付を受け入れるための寄付制度の構築など幅広い財政基盤整備の対策を行い、収支が均衡した安定的な運営を目指す。

### **(2) 組織・体制の基本的枠組みに係る検討**

効率的かつ持続可能な信頼性の高い仲裁・調停制度を実現するためには、原点に立ち返ってどのような枠組みの中でスポーツ仲裁や調停が行われるのがよいかを検討し、それを踏まえた長期的な視点での改革が必要であることから、検討に着手する。